
ドイツ遺伝子診断法と保険加入の問題を通して

神奈川大学 清水耕一

1. はじめに

・ヒトゲノム完全解読（2003年）。

・オーダーメイド医療・個別化医療の実現に貢献することが期待。

パーソナルゲノム医療：個人のすべての塩基配列を解析して、体質診断を行い、治療方針、予防対策、保健指導に役立てる。自分がどんな病気にかかりやすい体質かを調べ、予防と生活習慣の改善に活かす。

ファーマコゲノミクス（ゲノム薬理学）：患者の薬物応答性を投与前に検査し、個々の患者の遺伝的特徴の差異を把握し、それに合った投薬（最適な薬剤、最適な用法・用量で最初から投与）を目指す。

・「保険者の危険選択の利益（逆選択の回避）」と「保険加入申込者の知らないでいる権利の保護」との関係。

わが国では、どのように解決するのか、あるいは、折り合いをつけるのかについて、立法上の解決が図られていない。

2. ドイツ遺伝子診断法 18 条の概要

遺伝子診断法 18 条（保険契約の締結に関連した遺伝子上の調査と分析）

1 項：保険者は被保険者・保険契約者に保険契約の締結前も締結後も、以下のことを禁ずる、

1 号：遺伝子の検査または分析の実施を要求すること、あるいは、

2 号：すでに行われた遺伝子の検査または分析の結果または情報の通知を要求すること、あるいは、そのような結果または情報を受領または使用すること。

2 文：1 項 1 文 2 号は、生命保険、就労不能保険、不稼働保険および介護保険には、保険金額が 30 万ユーロを超えるかまたは年金額が 3 万ユーロを超えるときには、適用されない。

2 項：保険契約法 19 条から 22 条及び 47 条 [いわゆる情報義務・告知義務] が適用できる場合に限り、過去の疾病および現在の疾病は告知しなければならない。

3. ドイツ遺伝子診断法18条における論点整理

3.1. 本法の意義・目的

「人間の遺伝子の性質の検査に伴い起こり得る遺伝子差別の危険を防ぎ、かつ、個々の人間にとっての遺伝子検査の機会を保障する」

3.2. 「保険者は遺伝子情報を請求、受領および利用してはいけない」という不利益禁止の原則の意義とその射程

3.3. 「高額な保険契約では既に実施された遺伝子検査の結果の通知、受領や利用が認められる」という例外の意義、合理性および実務対応

3.4. 遺伝子検査をめぐる告知義務の射程に関する学説状況と実務対応

予測的遺伝子検査と診断上の遺伝子検査（すでに発症している患者の診断を目的として行われる遺伝学的検査）の過程は、流動的であることから、明確な分離が行われ得ないことも踏まえて、不利益禁止原則が優先していずれの遺伝子検査についても告知義務を認めない説

予測的遺伝子検査のみが禁止され、診断上の遺伝子検査の告知義務を認める説
告知義務が優先していずれの遺伝子検査についても告知義務を認める説

4. むすびにかえて

わが国では、どのように折り合っていけばいいのだろうか。

遺伝子例外主義からの脱却は、保険加入においてどのような方向に向かうのか。

保険会社は遺伝学的情報を利用できるのか、どのように、どこまで利用できるのか、そして、そのための社会的コンセンサスはあるのか。